

安全で健康なくらしができるまちに

大気汚染や水質汚濁などの公害は、市民の生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。そのため、継続した現状調査と改善に向けた対策の実施が必要です。

また、外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）など将来顕在化してくる可能性がある環境問題についても、適切に対処していくことが必要です。

公害の現況

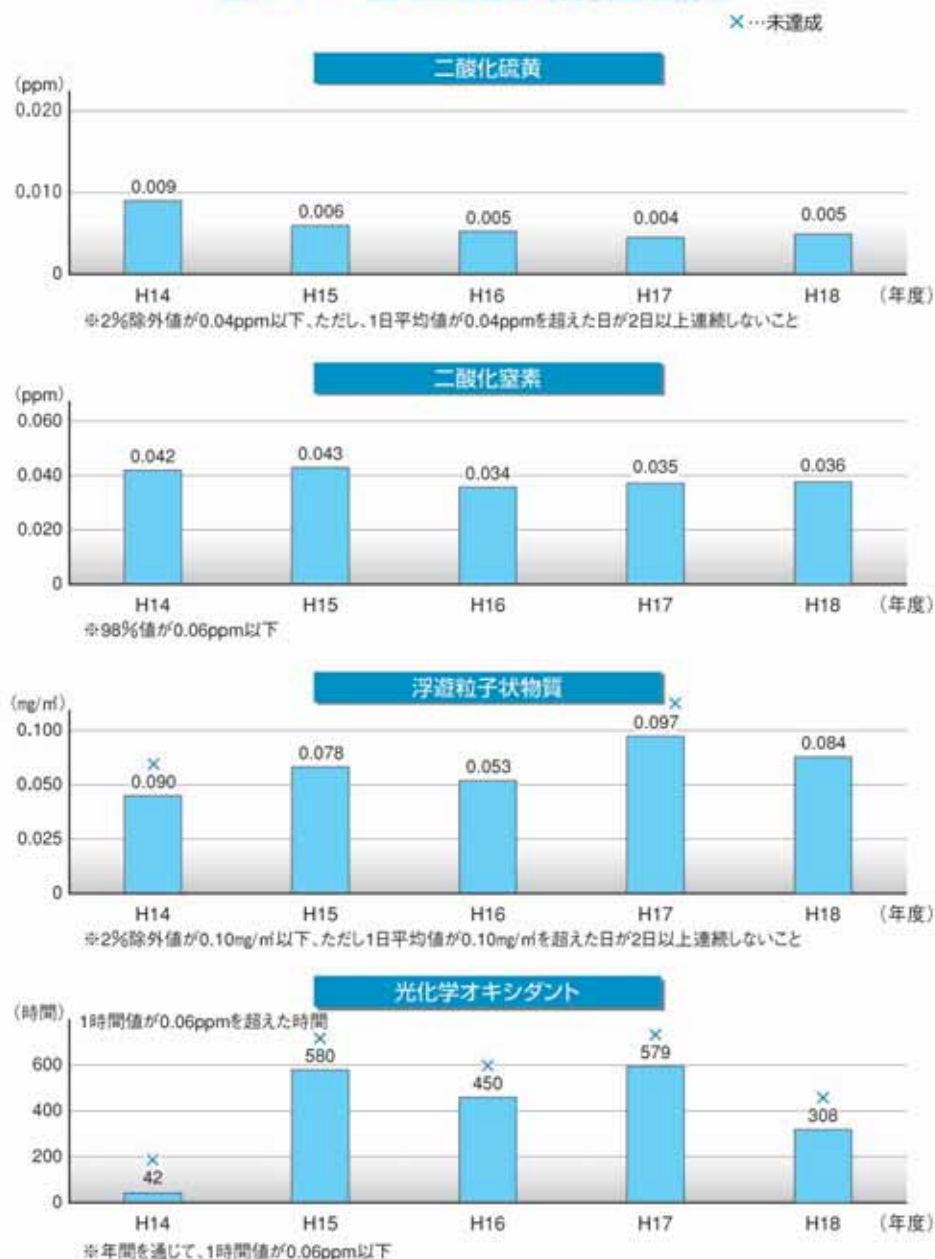
1 大気汚染

①一般大気環境常時監視測定結果

大気汚染物質の常時監視として、羽根町（岡崎市第4大気測定所）で常時測定をしています。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは、環境基準を達成しませんでした。（図2-1）

図2-1 一般大気環境常時監視測定結果



②有害大気汚染物質調査結果

有害大気汚染物質による大気の状態を把握するため、大平町（岡崎市第3大気測定所）、美合町（岡崎市総合検査センター）で調査を実施しています。（表2-1）

環境基準が定められているベンゼン等4物質の平成18年度の調査結果は、いずれも環境基準を達成しました。

表2-1 有害大気汚染物質調査結果

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	環境基準	大平町				美合町			
		検体数	平均値	最小値	最大値	検体数	平均値	最小値	最大値
ベンゼン	3	12	1.9	1.1	4.1	12	1.3	0.76	4.2
トリクロロエチレン	200	12	0.32	<0.014	0.94	12	0.39	<0.014	1.2
テトラクロロエチレン	200	12	0.13	0.040	0.22	12	0.13	0.022	0.22
ジクロロメタン	150	12	4.0	0.76	7.6	12	4.5	0.75	10

※平均値の算出は算術平均により、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2として算出。

③大気中アスベスト（石綿）飛散状況調査結果

石綿（アスベスト）による大気環境の現状を把握するため、岩津町（北部地域福祉センター）、大平町（岡崎市第3大気測定所）、桜形町（額田支所形埜出張所）、羽根町（岡崎市第4大気測定所）、康生通南（岡崎市保健センター）及び下青野町（南部地域福祉センター）で調査を実施しました。（表2-2）

国による調査結果「平成17年度アスベスト緊急大気濃度調査（平成18年3月31日環境省発表）の地域分類別の石綿濃度（平成17年度に石綿が飛散される事業所周辺の地域など、全国141地域361地点を対象に大気中の石綿濃度の測定実施した結果）」及び「平成17年度調査結果（過去のデータとの比較を目的に、平成7年度に旧環境庁の委託調査を行った32地域65地点と同地点において平成17年度に実施した結果）」と比較すると、低い濃度結果でした。

表2-2 有害大気汚染物質調査結果

(f/ℓ)

採取場所	地域分類	試料採取日（11月）			機何 平均値	H17 緊急調査 ※1	H17 調査 ※2
		13日	15日	16日			
岩津町（北部地域福祉センター）	高速道路沿線地域	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.36	0.53
大平町（岡崎市第3大気測定所）	幹線道路沿線地域	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
桜形町（額田支所形埜出張所）	内陸山間地域	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	0.20
羽根町（岡崎市第4大気測定所）	住居地域	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.23	0.30
康生通南（岡崎市保健センター）	商工業地域	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.23	0.23
下青野町（南部地域福祉センター）	農業地域	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.31	0.13

注：定量下限値は0.1です。

※1：H17緊急調査とは、平成17年度アスベスト緊急大気濃度調査の機何平均値。

※2：H17調査とは、平成17年度調査結果の機何平均値。

④二酸化窒素濃度状況

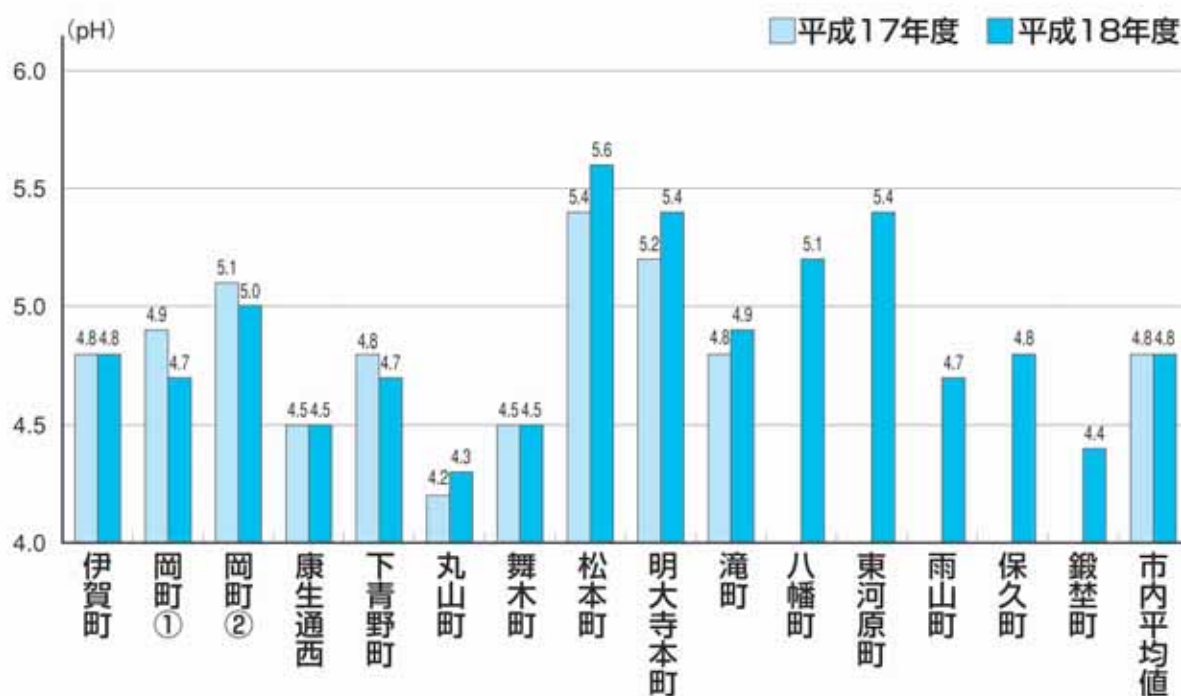
二酸化窒素の汚染状況を把握するため、大気汚染監視市民ボランティアを募集し、フィルターパッチ法による簡易測定を実施しました。市内55地点の年平均値は0.024ppmでした。

⑤酸性雨調査

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨でもpH5.6程度となっています。このため一般的にはpH値が5.6より低い雨を酸性雨といい、その原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。

本市では、環境保全委員（10月より公害防止委員から引継ぎ）の協力を得て、平成8年度から継続して調査を実施しています。平成18年度は、旧額田町との合併にともない、調査点の範囲が広がり、全調査点の平均値は、pH4.8でした。（図2-2）

図2-2 酸性雨観測調査結果（pH）



⑥降下ばいじん量調査

降下ばいじん量及びその成分を把握することにより、ばいじん及び粉じんの防止対策等の基礎資料とすることを目的に調査をしています。（表2-3）

表2-3 降下ばいじん量調査結果

調査地点	(t/km ² ・月)			
	H15	H16	H17	H18
美合町(岡崎市総合検査センター)	2.2	2.3	2.05	2.17

2 水質汚濁

①公共用水域水質検査

市内の31河川55地点において、定期的に水質調査を実施しています。カドミウム等の人の健康にとって有害な物質について、環境基準を達成していましたが、要監視項目については、全マンガンが2地点で指針値を超過しました。

- 乙川（岡崎市上水道取入口（A類型）、占部用水取入口（B類型））
- 男川（A類型）
- 矢作川（B類型）
- 巴川（A類型）
- 鹿乗川（C類型）
- 雨山川及び乙女川下流（A類型）

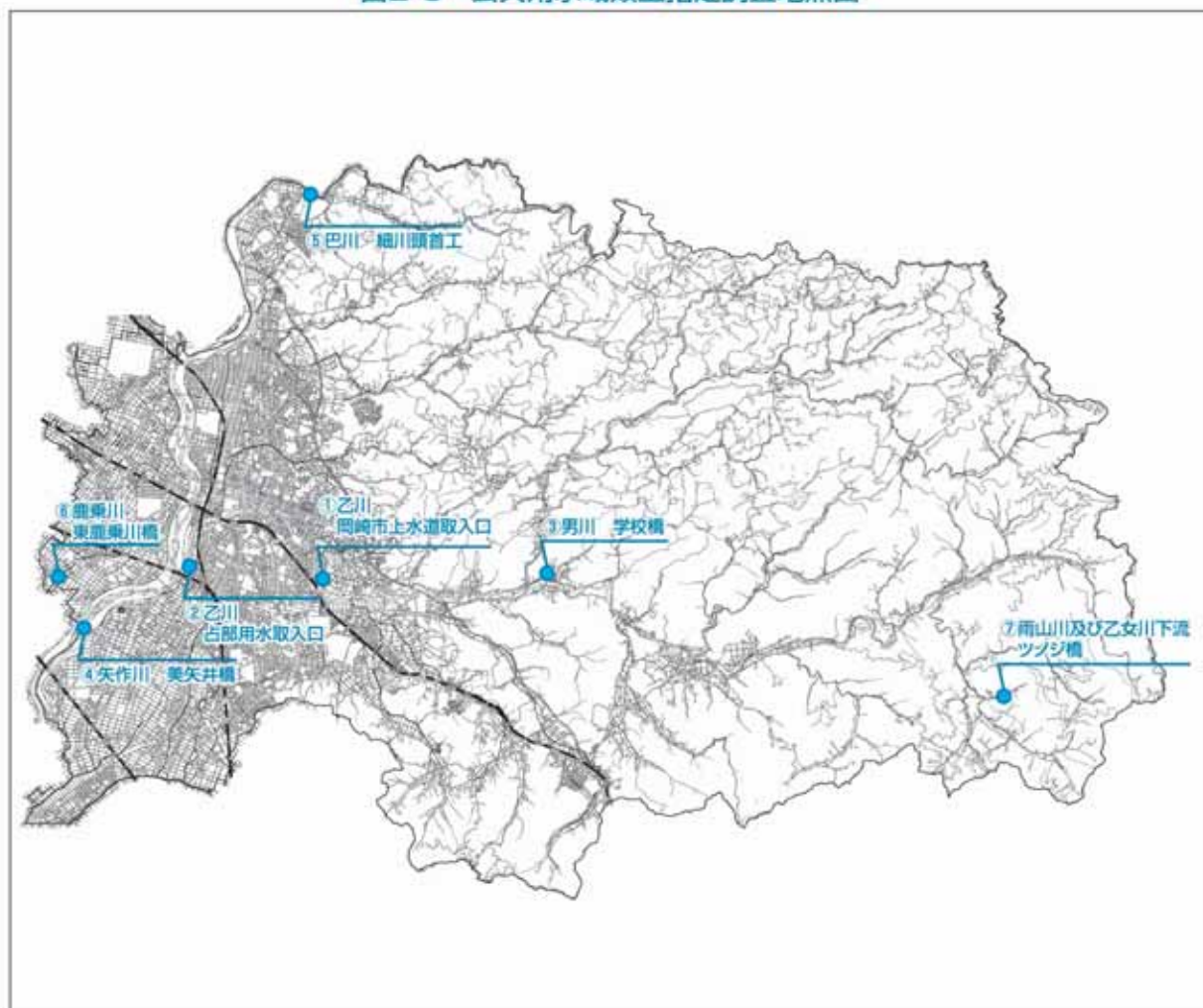
の6河川について水域類型の指定がされており、生活環境の保全に関する環境基準が適用されます。平成18年度は、有機汚濁の代表的な指標であるBODについて、鹿乗川で達成しませんでした。またA・B類型で環境基準が設定されている大腸菌群数について、すべての地点で達成しませんでした。（表2-4）

表2-4 環境基準（生活環境項目）適合状況

河川名	検査項目	基準値	16年度	適否	17年度	適否	18年度	適否
① 乙川 (岡崎市上水道取入口) A類型	pH	6.5~8.5	7.0	○	7.0	○	7.0	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	2以下	1.0	○	1.3	○	1.0	○
	SS (mg/ℓ)	25以下	1	○	3	○	2	○
	DO (mg/ℓ)	7.5以上	8.8	○	8.0	○	9.2	○
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	32,000	×	53,000	×	38,000	×
② 乙川 (占部用水取入口) B類型	pH	6.5~8.5	7.2	○	7.2	○	7.1	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	3以下	2.1	○	3.3	×	2.2	○
	SS (mg/ℓ)	25以下	2	○	3	○	3	○
	DO (mg/ℓ)	5以上	8.9	○	8.0	○	8.8	○
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	5,000以下	27,000	×	32,000	×	100,000	×
③ 男川 (学校橋) A類型	pH	6.5~8.5	7.2	○	7.2	○	7.0	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	2以下	0.9	○	1.0	○	0.6	○
	SS (mg/ℓ)	25以下	<1	○	1	○	1	○
	DO (mg/ℓ)	7.5以上	9.3	○	9.0	○	9.7	○
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	14,000	×	25,000	×	26,000	×
④ 矢作川 (美矢井橋) B類型	pH	6.5~8.5	7.1	○	7.1	○	7.0	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	3以下	1.9	○	1.7	○	1.3	○
	SS (mg/ℓ)	25以下	6	○	6	○	3	○
	DO (mg/ℓ)	5以上	8.1	○	9.6	○	8.5	○
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	5,000以下	21,000	×	24,000	×	18,000	×
⑤ 巴川 (細川頭首工) A類型	pH	6.5~8.5	7.1	○	7.1	○	6.9	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	2以下	0.9	○	0.9	○	0.6	○
	SS (mg/ℓ)	25以下	2	○	2	○	2	○
	DO (mg/ℓ)	7.5以上	9.2	○	8.6	○	9.3	○
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	19,000	×	22,000	×	41,000	×
⑥ 鹿乗川 (東鹿乗川橋) C類型	pH	6.5~8.5	7.0	○	7.0	○	7.1	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	5以下	5.2	×	5.8	×	5.8	×
	SS (mg/ℓ)	50以下	9	○	21	○	17	○
	DO (mg/ℓ)	5以上	6.2	○	6.8	○	5.9	○
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	—	490,000	—	610,000	—	550,000	—
⑦ 雨山川及び 乙女川下流 (ツノジ橋) A類型	pH	6.5~8.5	7.2	○	7.4	○	7.1	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	2以下	0.8	○	0.7	○	<0.5	○
	SS (mg/ℓ)	25以下	2	○	2	○	1	○
	DO (mg/ℓ)	7.5以上	9.9	○	9.9	○	9.3	○
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	8,900	×	1,600	×	12,000	×

※地点⑦（旧額田町）においては、平成17年12月まで愛知県が調査。

図2-3 公共用水域類型指定調査地点図



②市民ボランティアによる河川状況調査

河川の状況を把握するため、河川調査市民ボランティアを募集し、バックテストによるCOD調査、ごみ等の量などの河川状況調査を実施しました。

③地下水調査

〔1〕地下水質測定計画に係る概況調査

平成10年度から流域別に毎年場所を変えて調査等を実施しています。平成18年度は、メッシュ調査10地点及び定点調査1地点で概況調査を実施しました。調査の結果、すべての調査地点で環境基準を達成しました。

〔2〕地下水質測定計画に係る定期モニタリング調査

過去の概況調査で、環境基準を超過していた7地点について、継続調査を実施しました。調査の結果、3地点で環境基準を超過しました。(表2-5)

表2-5 地下水質測定計画に係る定期モニタリング調査結果

調査地点	項 目	地点の区分	検出濃度 (mg/ℓ)	超過年度の 検出濃度 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)
福 岡 町 (平成7年度)	シスー1,2-ジクロロエチレン	発端井戸	0.01	1.7	0.04
		周辺井戸	<0.004	<0.004	
	トリクロロエチレン	発端井戸	0.024	0.12	0.03
		周辺井戸	<0.002	<0.002	
	1,1-ジクロロエチレン	発端井戸	0.003	0.31	0.02
		周辺井戸	<0.002	<0.002	
細 川 町 (平成11年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	4.7	14	10
		周辺井戸	9.0	8.8	
板 田 町 (平成15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	18	19	10
康 生 通 西 (平成15年度)	テトラクロロエチレン	発端井戸	0.081	0.038	0.01
美 合 町 (平成15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	8.3	13	10
		周辺井戸	13	12	
坂 左 右 町 (平成16年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	1.2	12	10
		周辺井戸	5.0	12	
定 国 町 (平成17年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	7.4	11.5	10

※ () 内は、調査初期年度を示しています。

【3】その他の地下水調査

過去の調査で、環境基準を超過していた地点について継続調査を実施しました。調査の結果、19地点のうち10地点で環境基準を超過しました。(表2-6)

表2-6 過去の調査に係る基準超過地点監視調査結果

調査地点	項 目	調査井戸数	基準超過数	基準超過濃度 範囲 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)
細 川 町	テトラクロロエチレン	9	5	0.046~0.12	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	6	11~21	10
宮 石 町	四塩化炭素	1	1	0.003	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	3	15~18	10
福 岡 町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1	13	10
西阿知和町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	2	13・14	10
丸 山 町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1	12	10
井 田 町	トリクロロエチレン	4	2	0.045・0.16	0.03
大 平 町	テトラクロロエチレン	3	1	0.021	0.01
竜泉寺町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4	11~16	10
奥 殿 町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	27・49	10
上 地 町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	2	14・17	10

【4】汚染地域の対応

汚染が判明した井戸及び地域については、井戸所有者等に注意、指導を呼びかけるとともに、今後も継続調査を実施します。

3 土壌汚染

土壌汚染のほとんどは、事業活動に伴って排出された重金属などの有害物質によって汚染された水、又は大気を媒体としてもたらされた「二次公害」ともいうべきものです。一度汚染されると水質、大気の汚染が解消されても、土壌中に蓄積している有害物質は、そのままでは容易に減少することなく長期的な悪影響を与え続けます。そのため、土壌汚染が進むと、有害物質が井戸水を汚染したり、農作物に吸収されたりして、それらを長期的に飲食した場合、人体に害をおよぼすおそれがあります。

平成18年度は、こうした汚染の有無を把握するため、市内4地点で調査を行った結果、環境基準を達成しており、土壌汚染は認められませんでした。

4 ダイオキシン類

①大気環境ダイオキシン類調査

平成18年度は、羽根西新町（岡崎市南部市民センター分館）、大平町（岡崎市第3大気測定所）及び美合町（岡崎市総合検査センター）で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。（表2-7）

表2-7 大気環境ダイオキシン類調査結果

調査年度						(pg-TEQ/ml)
	羽根西新町	大平町	美合町	岩津町	矢作町	基準値
H16	—	0.044	0.043	—	0.042	0.6
H17	—	0.035	0.029	0.032	—	
H18	0.032	0.033	0.033	—	—	

②水環境ダイオキシン類調査

[1] 河川水質及び底質

平成18年度は、乙川（2地点）、男川及び巴川の4地点の水質及び底質調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。（表2-8・表2-9）

表2-8 水環境（河川水質）ダイオキシン類調査結果

調査年度	乙川		男川	巴川	基準値	(pg-TEQ/l)
	岡崎市 上水道取入口	占部用水 取入口	学校橋	細川頭首工		
H16	0.18	0.20	0.12	0.27	1	
H17	0.25	0.21	0.059	0.14		
H18	0.18	0.12	0.083	0.22		

表2-9 水環境（河川底質）ダイオキシン類調査結果

調査年度	乙川		男川	巴川	基準値	(pg-TEQ/g)
	岡崎市 上水道取入口	占部用水 取入口	学校橋	細川頭首工		
H16	0.87	0.29	0.53	0.26	150	
H17	0.52	0.46	0.81	0.24		
H18	1.1	0.88	0.50	1.0		

[2] 地下水

平成18年度は、2地点で調査を実施し、いずれも環境基準を達成しました。（表2-10）

表2-10 水環境（地下水）ダイオキシン類調査結果

		(pg-TEQ/l)
調査地点	調査結果	基準値
桑谷町河原地内	0.083	1
牧平町中屋敷地内	0.043	

③土壌環境ダイオキシン類調査

平成18年度は、3地点で調査を実施し、いずれも環境基準を達成しました。（表2-11）

表2-11 土壌環境ダイオキシン類調査結果

			(pg-TEQ/g)
調 査 地 点		調査結果	基準値
藤川町	峠公園	0.013	1,000
南明大寺町	沖折戸公園	4.8	
宇頭南町	の場公園	2.2	

5 騒 音

環境基準の類型ごとにおおむね一定の面積となるよう評価区域を設定し、市内の環境騒音を調査した結果、昼間の時間帯については、すべての地点で環境基準を達成しましたが、夜間の時間帯については、3地点で達成しませんでした。(表2-12)

表2-12 環境騒音調査結果

(dB)

測定地点	類型	環境基準(昼間)	測定値(昼間)	環境基準(夜間)	測定値(夜間)
細川町扇田	A	55	47	45	41
百々町池ノ入	B	55	51	45	45
本宿町上トコサフ	A	55	44	45	41
橋目町屋敷	C	60	47	50	41
西大友町桃々木	B	55	52	45	40
井田町1丁目	C	60	60	50	47
日名本町	C	60	52	50	43
滝町丸根	A	55	44	45	38
中町9丁目	A	55	45	45	37
明大寺町中道	C	60	45	50	42
江口3丁目	C	60	51	50	44
下和田町高畑	B	55	46	45	41
中島町町後	A	55	52	45	48
六名本町	B	55	48	45	41
竜美台2丁目	A	55	55	45	45
上地4丁目	A	55	48	45	38
牧平荒井野※	—	参考値	46	参考値	36

注：■ は基準不適合

※は、都市計画区域外の地域であるため、環境基準が適用されない。

6 悪 臭

悪臭公害は、人に不快感を与える感覚公害で、その発生源は多岐にわたり、臭いをだす物質は数十万ともいわれており、好まれる香りもあれば、し尿臭、腐敗臭のように嫌われる臭いもあります。

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭の発生の恐れのある事業場について毎年度届出を義務づけ、施設の適正な管理及び悪臭の発生防止について指導しています。(表2-13)

表2-13 届出件数

業 種	届出件数
畜産農業	
イ) 豚房施設(豚房総面積 50㎡以上)	3
ロ) 牛房施設(牛房総面積 200㎡以上)	16
ハ) 鶏3,000羽以上飼育	14
乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料製造業	2
シェルモールド法による鋳物製造業	3
し尿処理場	1
ごみ処理場	8
終末処理場	1
合 計	48

8 交通公害

① 大気汚染

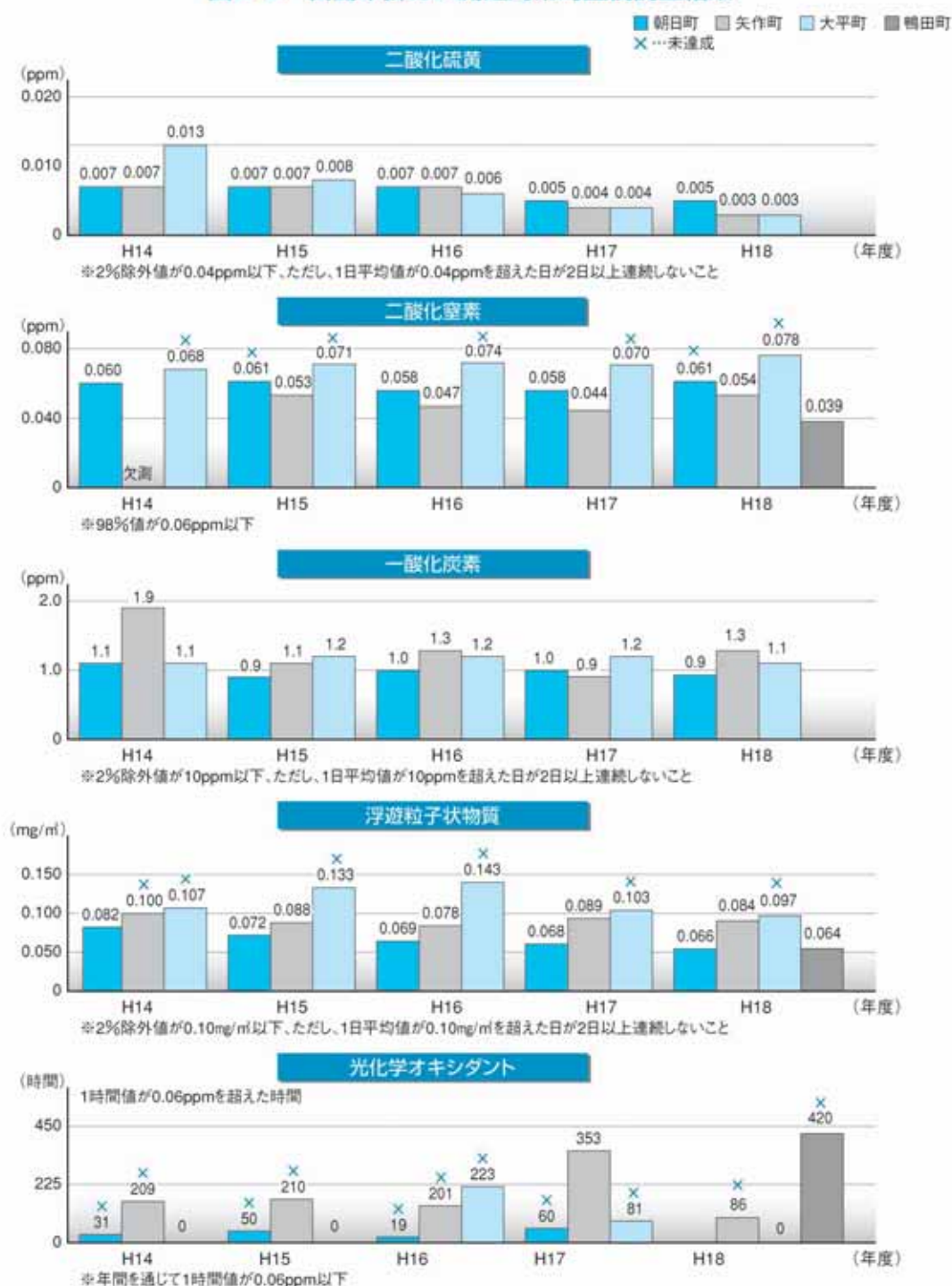
[1] 自動車排ガス測定局常時監視調査結果

自動車排ガス調査のため、朝日町（岡崎市大気測定所）、矢作町（岡崎市第2大気測定所）、大平町（岡崎市第3大気測定所）、鴨田町（岡崎市第5大気測定所）において、常時測定を実施しています。

二酸化硫黄、一酸化炭素は、すべての地点で環境基準を達成しましたが、二酸化窒素（朝日町・大平町）、浮遊粒子状物質（大平町）、光化学オキシダント（矢作町・鴨田町）は環境基準を達成しませんでした。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）の対策地域に本市も指定されているため、今後、二酸化窒素及び粒子状物質の改善が期待されます。（図2-6）

図2-6 自動車排ガス測定局常時監視調査結果



[2] 二酸化窒素濃度状況

二酸化窒素の汚染状況を把握するため、国道1号沿線9地点及び国道248号沿線4地点について、フィルターパージ法による簡易測定を実施しています。国道1号沿線9地点での平均値は0.037ppm、国道248号沿線4地点での平均値は0.029ppmでした。(図2-7)

図2-7 国道1号9地点及び国道248号4地点二酸化窒素簡易測定結果(ppm)



② 自動車に係る騒音・振動

[1] 国道1号

国道1号は、幹線道路として国の経済社会活動を支える重要な役割を担う一方、膨大な交通量のため沿線地域の環境に大きな影響を与えています。本市では市街地の中心部を通っており沿道に住宅も多く、また東名高速道路への乗り入れの便も良いため、特に夜間の大型車の混入率も高く、深刻な問題となっています。

(ア) 騒音 環境基準

評価区間7区間(総延長距離17.7km)について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は61.8%でした。(表2-14)

表2-14 国道1号の沿道における環境基準の達成状況

	評価区間内戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	3,562	2,203	61.8
昼間		3,113	87.4
夜間		2,203	61.8

(イ) 騒音 要請限度(昼間:75dB・夜間:70dB)

調査地点7地点のうち昼間・夜間の両時間区分のいずれか、又は両時間区分で要請限度を超過していた地点は3地点でした。(表2-15)

表2-15 国道1号要請限度

	地点数	割合(%)
要請限度以下	4	57.1
要請限度超過	3	42.9
内訳	昼間・夜間のいずれかで超過	1
	昼間・夜間ともに超過	2
合計	7	—

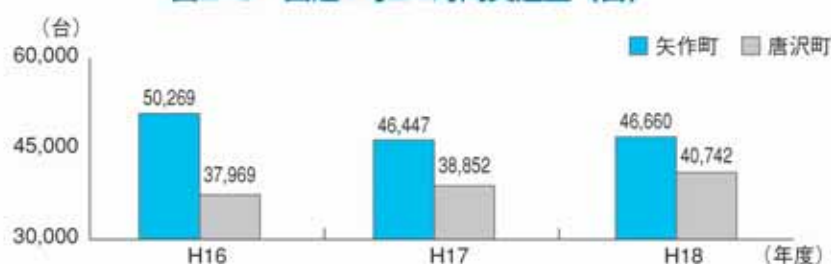
(ウ) 振動 要請限度(第1種:昼間65dB・夜間60dB 第2種:昼間70dB・夜間65dB)

すべての調査地点で、要請限度を下回りました。

(工) 交通量

矢作町、唐沢町において、愛知県トラック協会と協力して24時間交通量調査を実施しました。交通量及び貨物車混入率は、矢作町46,660台・31.0%、唐沢町40,742台・38.6%でした。(図2-8)

図2-8 国道1号24時間交通量(台)



[2] 主要幹線道路

交通公害の監視のため、主要幹線道路である岡崎刈谷線及び岡崎環状線において調査を実施しました。

(ア) 騒音 環境基準

【岡崎刈谷線】

評価区間3区間(総延長8.9km)について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は28.0%でした。(表2-16)

表2-16 岡崎刈谷線の沿道における環境基準の達成状況

	評価区間戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	1,510	423	28.0
昼間		1,305	86.4
夜間		424	28.1

【岡崎環状線】

評価区間3区間(総延長11.7km)について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は66.7%でした。(表2-17)

表2-17 岡崎環状線の沿道における環境基準の達成状況

	評価区間戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	2,914	1,943	66.7
昼間		2,400	82.4
夜間		2,086	71.6

(イ) 騒音 要請限度(昼間:75dB・夜間:70dB)

主要幹線道路6地点のうち昼間・夜間のいずれか、又は両時間区分で要請限度を超過していた地点は4地点でした。(表2-18)

表2-18 主要幹線道路要請限度

	地点数	割合(%)
要請限度以下	3	50.0
要請限度超過	3	50.0
内訳		
昼間・夜間のいずれかで超過	3	50.0
昼間・夜間ともに超過	0	0
合計	6	—

(ウ) 振動 要請限度(第1種:昼間65dB・夜間60dB 第2種:昼間70dB・夜間65dB)

主要幹線道路6地点すべての地点で要請限度を下回りました。

[3] 東名高速道路

東名高速道路は、市南東部の本宿町（283.9Kp付近）から北西部の仁木町（302.6Kp付近）にかけて全長約18.7Kmが市内を通っています。

東名高速道路騒音については、供用開始以来、住宅の防音工事の助成や防音壁の設置等の対策が行われてきましたが、その後に開発され住宅街となった地域もあり、自動車騒音に対する防音対策の要望が市に寄せられています。要望箇所については騒音測定を行い、その結果をもって防音壁設置等を管理者に要請しています。

[4] 新幹線の騒音・振動

調査地点4地点において、軌道から25m及び50mの地点で調査を行っています。

東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は、騒音振動対策として、騒音・振動レベルが比較的小さい車両への取り換え、改良型の防音壁の設置やそのかさ上げ、有道床弾性枕木化、スパーク音を減少させる架線への取り換え及びレールの削正などを実施し、騒音・振動の減少を図っています。

（ア）騒音（70dB）

上三ツ木町50m地点を除き、環境基準に不適合でした。（表2-19）

（イ）振動（70dB）

すべての地点で振動対策指針値を下回りました。

表2-19 新幹線騒音・振動測定結果

	騒 音				振 動			
	平成17年度		平成18年度		平成17年度		平成18年度	
	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m
正名町	74	72	74	72	66	61	67	63
上三ツ木町	73	71	72	70	67	65	67	58
福桶町	76	73	76	75	58	55	54	52
含敷木町	74	71	76	72	67	65	69	65

■は、騒音環境基準値及び振動指針値を超過していることを示します。



新幹線騒音測定（上三ツ木町）

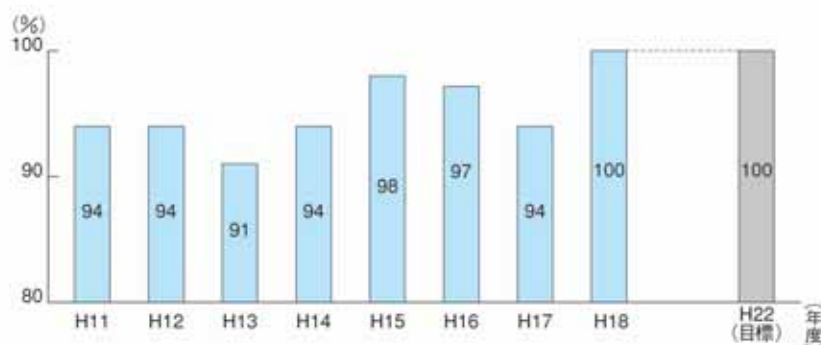
行動 3

きれいな川を守る

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

■BOD75%値10mg/ℓ以下の地点数割合

図2-9 BOD75%値10mg/ℓ以下の地点数割合 (%)



※BODとは…
生物化学的酸素要求量のことです。河川の汚れの度合いを示す数値です。この数値が大きいくほど水中の汚染物質の量が多いことを示します。

取組 1 家庭からの排水をきれいにします

1.生活排水対策を支援します

- 生活排水対策に関する学習会を開催します
- 細目ストレーナー、三角コーナーの普及を促進します
- 合併処理浄化槽の設置を促進します
- 公共下水道の整備を推進します
- 農業集落排水事業を推進します

■生活排水対策

事業系の排水は水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（矢作川水系に係る上乗せ基準）、岡崎市公害防止条例などの法令により規制されています。

生活排水については、公共下水道、農業集落排水処理施設等による集合排水処理を進めていますが、これらの事業計画認可区域外の地区の一般家庭については、し尿のみの処理を行う単独処理浄化槽が多いため、し尿と併せ生活雑排水の処理も行える合併処理浄化槽の普及促進を図っています（浄化槽法の改正により、平成13年4月からの新設浄化槽は、すべて合併処理浄化槽となりました）。

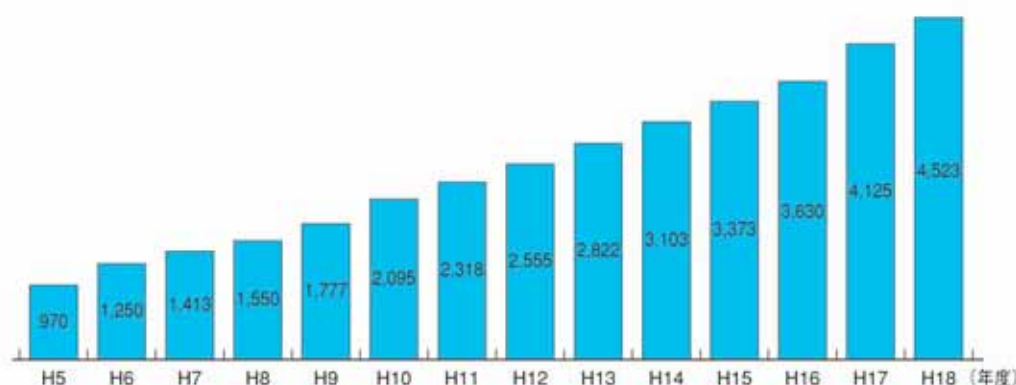
生活排水処理を適切に行うため、市民一人ひとりが家庭でできる浄化対策に努めることが必要ですので、啓発活動を行っています。

■下水道整備状況

①公共下水道整備状況

現在事業認可を受けている区域の整備を進めています。（図2-10）

図2-10 公共下水道整備状況（ヘクタール）



②農業集落排水事業整備

農業振興地域の集落を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持のため、生活雑排水を集集処理する農業集落排水事業を進めています。(表2-20)

表2-20 農業集落排水事業整備状況

	平成18年度末(累計)
処理面積(ヘクタール)	410

葵第一地区・豊西地区 供用開始(平成18年4月)
宮崎地区 整備中

公共下水道事業及び農業集落事業は、平成19年度以降も継続予定です。

■ストレーナー・三角コーナーのあっせん

調理くずの流出を少なくするため、網目の細かい(1mm)ストレーナー・三角コーナーを市が助成して普及を図っています。(表2-21)

表2-21 ストレーナー・三角コーナーのあっせん

年 度	総世帯数	あっせん世帯数
16	133,212	242(34,049)
17	138,706	251(34,300)
18	141,815	248(34,548)

注：()内は軒数総数 平成19年4月1日現在

平成19年度以降も継続予定です。

■啓発活動

①生活排水対策学習会

町内単位で説明会を開催しました。

〔平成18年度〕鳥川町・東河原町・雨山町・大代町

内容：生活排水への関心を高める。

②広報誌への掲載

〔平成18年度〕2回

平成19年度以降も継続予定です。

■合併処理浄化槽設置費補助金

現在の河川などの汚れの主な原因は、台所や風呂、洗濯などで使われた生活雑排水だといわれています。市では、し尿だけでなく、これらの排水も処理できる合併処理浄化槽を設置するにあたり補助金を交付しています。

公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業区域等以外の区域で、主に住宅用の合併処理浄化槽の設置に対して人槽区分毎の予算の範囲内で申請書の先着順に受け付けします。さらに、対象者のうち、自主的に単独処理浄化槽又は汲取り便所から合併処理浄化槽へ転換する方に対しては上乗せ補助金を交付しています。(表2-22)

表2-22 合併処理浄化槽設置費補助金交付状況
設 置 状 況 平成18年度補助金交付実績

設 置 基 数				人槽区分	交付基数	1基当たり補助金額(千円)
S63	24	H10	99	5	47	354
H1	44	H11	235	7	88	411
H2	55	H12	364	10～	10	519
H3	60	H13	337	計	145	—
H4	109	H14	83			
H5	164	H15	145			
H6	159	H16	134			
H7	194	H17	122			
H8	149	H18	145			
H9	166					

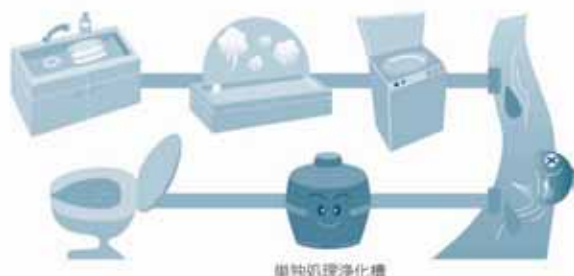
うち転換整備事業 11基

補助対象地域内で既設の単独処理浄化槽又は汲取り便所から、合併処理浄化槽への転換をより促進するために…

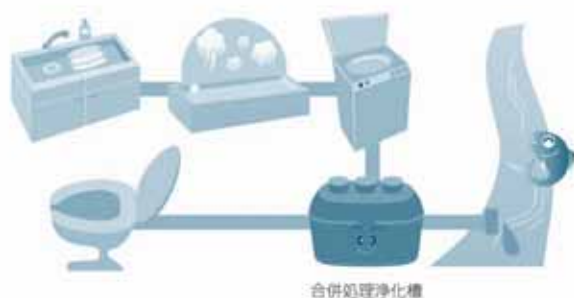
転換整備事業

自主的に合併処理浄化槽へ転換される方に、上記補助金額に加算して上乗せ補助（補助対象は既設の単独処理浄化槽等の撤去費など 上限30万円）。

→ 平成19年度以降も継続予定です。



し尿だけを処理します。台所や風呂、洗濯などの生活雑排水が未処理なため、河川や海の汚濁の原因となっています。



し尿のほか生活雑排水も処理することから、河川や海の汚濁防止対策として重要な役割を果たしています。このように合併処理浄化槽で生活雑排水を処理することにより、河川や海に放流する排水を単独処理浄化槽を設置して処理する場合と比較すると、汚濁を1/8に減らすことができます。

取組2 事業所からの排水をきれいにします

1. 事業所排水対策を指導・支援します

- 事業所排水の監視、指導を推進します
- 工場等の公害防止施設の設置を支援します
- ゴルフ場における農薬の適正使用を指導します

※行動5 取組1をご覧ください。

取組3 きれいな川を守る地域活動に参加・協力します

1. 川を守る地域活動を支援します

- 地域での水質保全活動の支援や勉強会等を実施します
- 流域の連携による水質保全活動を推進します
- 広報等を通じて、地域活動への参加を呼びかけます

■ 河川の草刈りや清掃活動を行う団体への助成金を交付

〔平成18年度〕 市内の河川美化団体

団体数（9団体）

主な活動内容

（草刈り、清掃活動、河川パトロール、看板設置他）

→ 平成19年度以降も継続予定です。



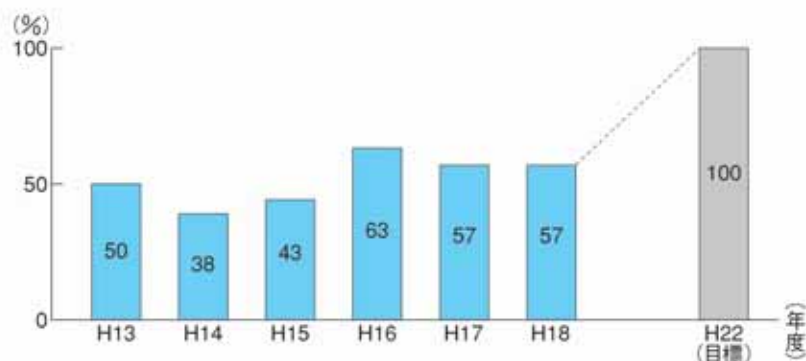
菅生川を美しくする会

交通公害対策を推進する

(環境配慮に向けた行動計画目標達成状況)

■国道1号騒音要請限度以下の地点数割合

図2-11 国道1号騒音要請限度以下の地点数割合 (%)



交通公害低減のための施策

本市を含む中京地域は、自動車メーカーが産業の中心を担う地域であり、社会全体が自動車に依存しているとも言えます。しかし、その自動車社会の進展が、環境に多大な影響を及ぼしているのも事実です。今までどおり自動車に依存した交通網ではなく、それに変わるシステムの構築、また、低公害車の普及に取り組んでいかなければなりません。

取組1 交通公害低減のための自動車利用に努めます

1. 交通公害低減のための施策を実施します

- 自動車から公共交通機関への代替性を検討し、必要に応じて公共交通の整備を要望します
- 自動車公害に関する情報提供を行います
- 公用車には低公害車を積極的に導入します
- 低公害車の購入等に対して、経済的な支援措置を検討します

■公用車には低公害車を導入

買い替え又は新たに必要となった公用車の購入には、できるだけ低公害車を選びます。

平成18年度末現在

天然ガス自動車22台

ハイブリッド自動車3台

低燃費かつ低排出ガス自動車63台

〔平成18年度〕 天然ガス自動車4台、ハイブリッド自動車1台、

低燃費かつ低排出ガス自動車16台 導入

➡ 平成19年度以降も低公害車を導入していきます。

■低公害車購入費補助金

窒素酸化物及び粒子状物質の排出抑制並びに地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素の排出抑制のために、低公害車の普及の促進を図り、大気環境の改善に寄与することを目的とし、低公害車を購入した個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

※対象車両：電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド自動車

〔平成18年度〕 100件

➡ 平成19年度以降も継続予定です。

取組2 交通公害改善のための環境整備を推進します

1. 道路環境の整備を推進します

- 広域的な道路網の整備を要望します

2. 交通公害監視体制を強化します

- 公害監視体制の整備を推進します
- 大型車の通行時間帯規制など交通規制の強化を要望します

■ 道路環境の整備

市内の幹線道路の慢性的な渋滞等により、沿線地域の環境に多大な影響を与えています。本市では、道路環境の整備を推進し、広域的な道路網の整備の要望、交通公害監視体制の強化、大型車の通行時間帯規制など交通規制の強化の要望等、改善のための環境整備を進めています。

本市では、こうした国道1号の騒音・振動状況について沿線7地点で調査を行い、関係機関に対策を要請してきており、平成12年6月に、国、県、市等で構成する「国道1号岡崎地区道路交通騒音対策推進連絡会」により【沿道環境改善プログラム】がまとめられました。このプログラムに基づき沿道の環境改善が推進されており、国土交通省による対策として、平成18年度末までに、市内において、遮音壁設置（上り下り計4,642m・中央分離帯602.5m）、低騒音（排水性）舗装（上り下り計32,983m）が実施されました。平成18年度は、舗装の補修（3,000㎡）が実施されました。

○ 対策内容（抜粋）

- 【ア】 交通量分散のための道路ネットワークの整備（第二東名や国道23号、県道、市道等のバイパス）
- 【イ】 道路構造の改善（低騒音（排水性）舗装の敷設、遮音壁・植樹帯の設置）
- 【ウ】 交通規制の強化（速度規制、大型車の夜間中央車線走行規制）

■ 国道473号線バイパス計画

- 国道1号～第二東名（仮）額田インターチェンジまでのバイパス道路
- 区間 本宿町から檜山町

➡ 平成19年度以降も、測量・設計等を進めます。

■ 衣浦岡崎線整備事業

- 区間 上地町～中島町、延長4,650m 幅30m
- 〔平成18年度〕 用地買収、物件調査、道路築造工事

➡ 平成19年度以降も、用地買収、物件調査、道路築造工事等を進めます。

■ 「沿道環境改善プログラム（騒音対策）」に基づく国道1号の騒音対策

- 岡崎市内の国道1号沿道環境（騒音）の改善に向けての対策をします。
- 区間 本宿町～宇頭町

➡ 平成19年度以降も、低騒音（排水性）舗装、遮音壁設置等の補修を行います。

■ 国道1号岡崎環境整備事業（矢作地区・矢作橋架替）

- 区間 八帖町～矢作町 延長1,700m
- 矢作地区（延長1,400m 幅30m）
- 矢作橋架替（延長300m 幅24.8m）

〔平成18年度〕 用地買収、物件調査、低騒音舗装（延長220m）施工中。

➡ 平成19年度以降も、用地買収・道路改良工事・矢作橋架替工事を進めます。

■ 第2東名高速道路建設

- 区間 宮石町～鳥川町、延長21.2km

〔平成18年度〕 環境調査、用地測量、物件調査、用地補償説明会、用地買収、工事用道路建設を実施。

➡ 平成19年度以降も、用地買収、本線及び工事用道路建設工事を進めます。

■ 岡崎市八帖交差点渋滞対策

- 岡崎市八帖交差点（国道1号、国道248号）の渋滞緩和対策を進めます。

〔平成18年度〕 平成16年度に「岡崎市八帖交差点渋滞対策懇談会」（国土交通省愛知国道事務所主催）から提出された「提言書」を受け、渋滞対策懇談会へのフォローアップを行うなど具体的な対策案について検討を行いました。

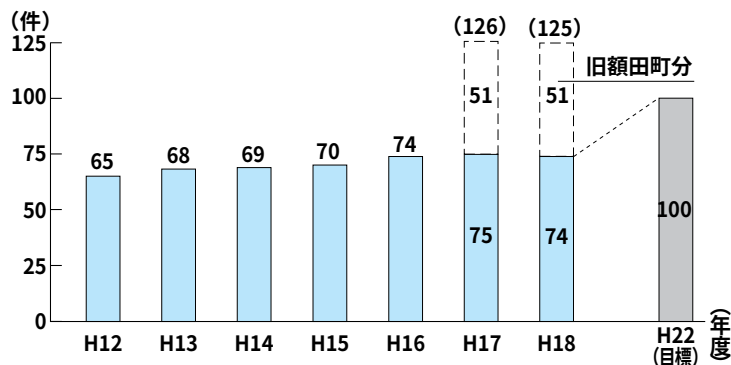
➡ 平成19年度以降も、引き続き詳細な検討を進めます。

事業所の環境対策を推進する

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

■公害防止協定及び環境保全協定締結件数

図2-12 公害防止協定及び環境保全協定締結件数 (件)



取組1 公害防止対策を推進します

1. 公害防止対策を支援します

- 公害防止施設等の整備について経済的支援を推進します
- 生活環境等影響調査の実施を指導します
- 公害防止に対する指導、公害の監視を徹底します
- 適正な土地利用計画により公害の未然防止を推進します
- 化学物質の調査・厳重保管を推進します
- 外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）の調査・指導・監視を推進します

■岡崎市公害防止施設整備資金融資あっせん

中小企業の事業活動により発生する公害を防止する施設の整備資金として、中小企業者が公害防止施設整備計画を定めるとともに、1,000万円以内の融資（融資期間7年以内）を受ける場合は、そのあっせんをしています。
〔平成18年度〕 融資実績なし

■岡崎市公害防止施設整備資金利子補給補助金

中小企業者の事業活動により発生する公害を防止するため、公害防止施設整備資金として融資を受けた場合は、当該融資金の所定の利子額に相当する額を利子補給金（期間5年度以内）として交付しています。
〔平成18年度〕 1件

■事業所監視

事業者に対し立入検査を実施し、各法令に基づく排出基準や協定値を遵守するよう指導するとともに、排出ガス及び排水等の検査を行っています。
また、問題があった場合は、速やかに改善するよう指導しています。

①事業所立入

〔平成18年度〕

- (1) 大気関係立入（142件）※大気汚染防止法・県民の生活環境の保全等に関する条例等
- (2) 水質関係立入（180件）※水質汚濁防止法
- (3) ダイオキシン類関係立入（40件）※ダイオキシン類対策特別措置法
- (4) 協定締結工場等立入（138件）※公害防止協定・環境保全協定
- (5) ゴルフ場立入（15件）※ゴルフ場農薬使用に関する協定書・要綱

②事業者による報告

〔平成18年度〕

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気基準適用施設からの排出ガス及び水質基準適用事業場からの排水について、ダイオキシン類の測定結果の報告がありました。いずれも排出基準に適合していました。

③行政検査による監視

〔平成18年度〕

- (1) ばい煙測定：3事業所で実施。
- (2) 燃料中の硫黄分測定：8事業所で実施。
- (3) 事業場採水：161件採水し、水質検査を実施。
- (4) ゴルフ場採水：15件採水し、農薬検査を実施。
- (5) ダイオキシン類検査：2事業所で排出ガス中のダイオキシン類検査を実施。
：1事業所で排水中のダイオキシン類検査を実施。

➡ 平成19年度以降も監視をします。

■PRTR法における化学物質対策

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下、「PRTR法」という。）では、業種や従業員数等一定の要件を満たす事業者は、毎年、前年度に各事業所で取り扱った化学物質について、大気や河川等の環境中へ排出する量及び廃棄物等として事業所外へ移動する量を把握し、その結果について自治体を経由し国へ届け出ることが義務付けられています。

①業種別届出状況

平成18年度は、平成17年度の排出量・移動量について、125事業所から届出があり、業種別では燃料小売業の49件が最も多く、次いで、輸送用機械器具製造業の16件の順でした。（表2-23）

表2-23 業種別届出状況

業 種		届出数	業 種		届出数
製 造 業	食品製造業	3	製 造 業	輸送用機械器具製造業	16
	繊維工業	1		精密機械器具製造業	3
	化学工業	7		その他の製造業	1
	医薬品製造業	1	鉄鋼業		1
	プラスチック製品製造業	2	石油卸売業		1
	窯業・土石製品製造業	3	燃料小売業		49
	非鉄金属製造業	3	自動車整備業		15
	金属製品製造業	2	一般廃棄物処理業		3
	一般機械器具製造業	9	産業廃棄物処分業		3
	電気機械器具製造業	2	合 計		125

②届出された排出量及び移動量の状況

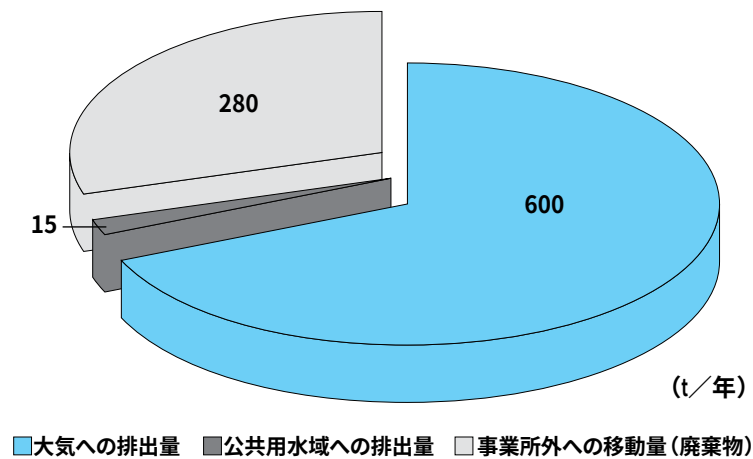
平成18年度に届出のあった、平成17年4月から翌年3月までの1年間の排出量等の集計結果は次のとおりです。なお、集計値は原則として有効数字 2 桁で記載しています。また、ダイオキシン類は含まれていません。

〔1〕届出排出量及び移動量

平成17年度分の届出排出量は620トン（愛知県：20,000トン）、移動量は280トン（愛知県：17,000トン）です。媒体別届出排出量及び移動量は、大気への排出量600トン（排出量比：98%）、公共用水域への排出量15トン（排出量比：2%）でした。

また、事業所外への移動量は280トン（移動量比：100%）でした。なお、土壌への排出、事業所内での埋立処分、下水道への移動の届出はありませんでした。（図2-13）

図2-13 媒体別届出排出量及び移動量（平成17年度分）

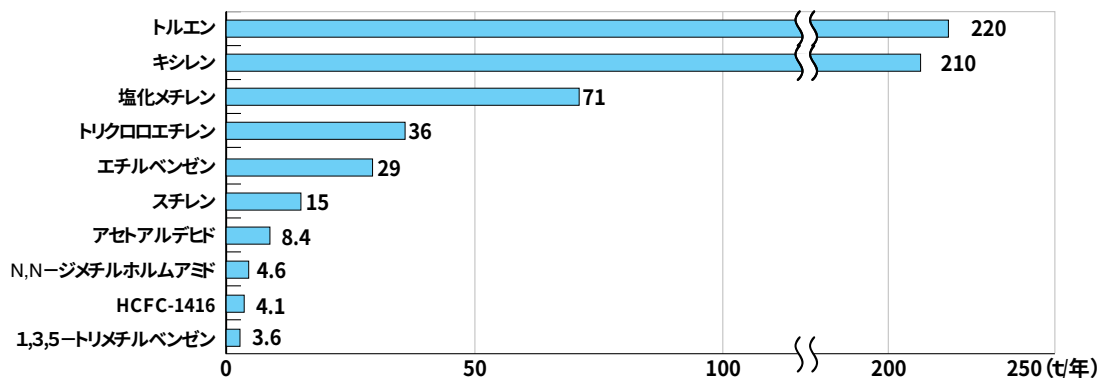


[2] 媒体別の届出量及び移動量

(ア) 排出量

届出排出量の多い順にトルエン220トン、キシレン210トン、塩化メチレン71トンの順でした。なお、トルエンやキシレンは溶剤、合成原料やガソリン等として、塩化メチレンは金属洗浄剤や溶剤として幅広く使用されています。(図2-14)

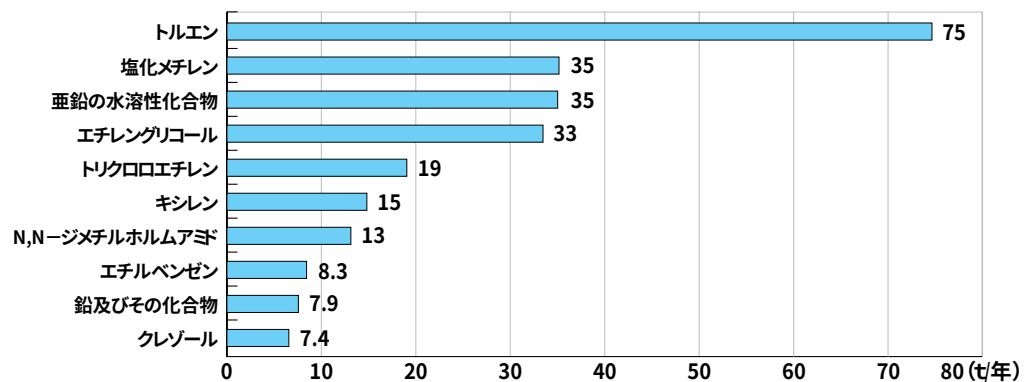
図2-14 排出量の上位10物質とその排出量（平成17年度分）



(イ) 移動量

届出移動量の多い順にトルエン75トン、塩化メチレン35トンの順でした。(図2-15)

図2-15 移動量の上位10物質とその移動量（平成17年度分）



■県条例における化学物質対策

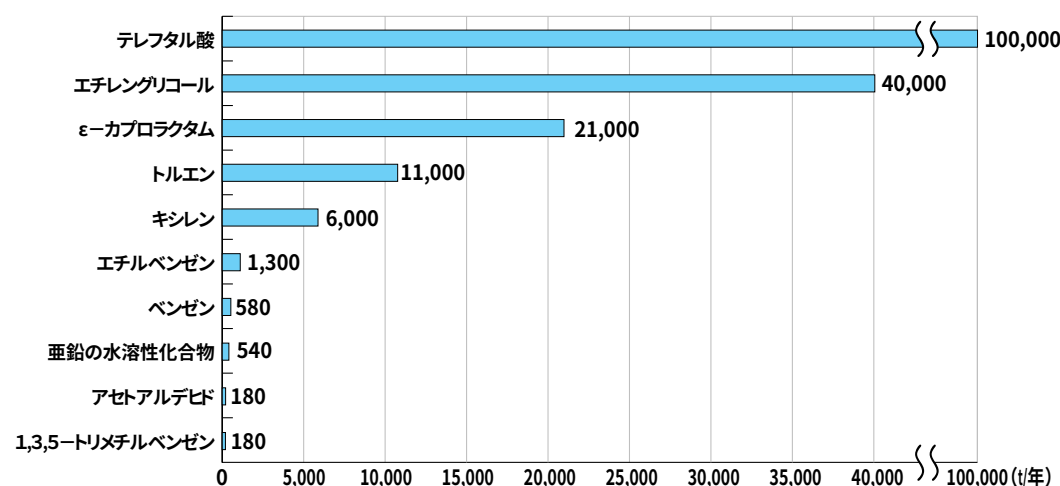
平成17年度から「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、取扱量の届出が義務付けられ、114事業所から届出がありました。届出物質はPRTR法と同じですが、特定要件施設を有することのみにより届出対象となった事業者は届出対象から除かれます。

①届出された取扱量の状況

平成18年度に届出のあった平成17年4月から翌年3月までの1年間の取扱量の集計結果は次のとおりです。なお、集計値は原則として有効数字2桁で記載しています。また、ダイオキシン類は含まれていません。

届出取扱量の多い順にテレフタル酸100,000トン、エチレングリコール40,000トン、ε-カプロラクタム21,000トンの順でした。テレフタル酸はPET樹脂の原料として使用されています。(図2-16)

図2-16 取扱量の上位10物質とその取扱量（平成17年度分）



■公害防止の体制

①公害防止協定及び環境保全協定

昭和48年度以降、主要工場及び大規模住宅団地を対象に公害防止協定及び環境保全協定を締結しています。平成19年3月31日現在、締結工場は125工場1団地です。これら締結工場等には、定期的に公害監視状況の報告を義務づけるとともに、立入調査を実施して公害発生の未然防止に努めています。また、4ゴルフ場と農薬使用に関する協定を締結し、農薬の適正使用を指導しています。

②環境の保全上の支障を防止するための事前指導

建築確認申請時に定められた施設について、「岡崎市生活環境保全条例」に基づき、環境の保全上の支障を防止するための届出書を提出するよう指導しています。平成18年度における届出件数は40件でした。

届出は、環境法令又は条例（以下「環境法令等」という。）に規定する施設の設置及び規制対象業種に対して、新たに設置する事業所、工場等を対象としています。

事前指導の主なものとしては、環境法令等に規定する届出、規制の遵守及び対策、また、アイドリングストップなどの周知や環境美化に関するものも含め指導しています。

➡ 平成19年度以降も指導等をしていきます。

■生活環境等影響調査

土地の形状変更により周辺地域の生活環境や自然環境に及ぼす影響が著しいものとなるおそれがある事業について、事業者に対し、生活環境等に及ぼす影響を低減するための生活環境等影響調査を義務付け、提出された報告書を縦覧しています。

取組2 環境マネジメントシステムに取り組みます

1.環境マネジメントシステムの取組を支援します

環境マネジメントシステムに関する情報提供、取組に関する支援を行います
中小企業向けの岡崎版事業所環境ISO構築に取り組みます

■ISO14001認証取得に対する支援

認証に向けて取り組んでいる事業所から要請があれば、市の職員が講師として出向いています。また、本市の環境に関する条例等について情報提供しています。

➡ 平成19年度以降も継続予定です。

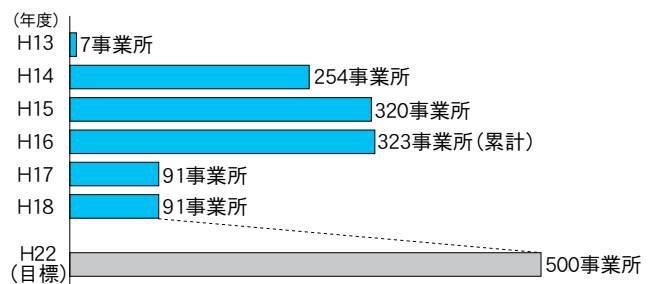
■岡崎版事業所環境ISO

〔平成18年度〕登録事業所91事業所

➡ 平成19年度以降も継続予定です。

岡崎将来ビジョン目標達成状況

図2-17 岡崎版事業所環境ISO登録事業所



行動 6

近隣公害対策を推進する

取組1 近隣公害防止のための活動を実践します

1. 近隣公害の防止を指導します

公害苦情への早期対応を指導します

深夜飲食店営業やカラオケ、拡声器などからの近隣騒音に対する改善の指導や啓発を推進します

取組2 地域の連携で近隣公害を防止します

1. 近隣公害防止のための地域活動を支援します

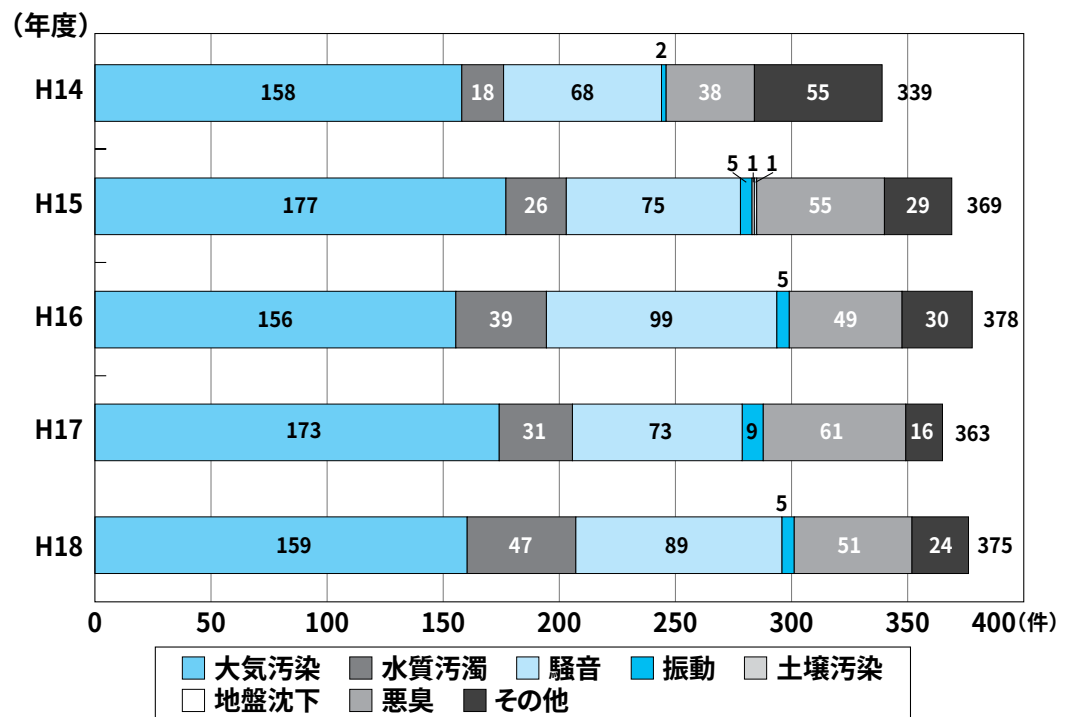
地域ルールづくりなどの地域活動を支援します

■ 公害苦情の処理

平成18年度の公害苦情の受付件数は375件あり、公害の種類別では、大気汚染159件、水質汚濁47件、騒音89件、振動5件、土壌汚染0件、地盤沈下0件、悪臭51件、典型7公害以外24件でした。

苦情の内容としては前年度に引き続き、屋外焼却（事業所、家庭）によるものが多く、また、水質汚濁では油の流出が多くありました。（図2-18）

図2-18 公害の種類別苦情処理件数の推移



公害苦情の連絡を受けたときは、原因を調査し、問題があった場合は、改善するよう指導等を行い、早期に解決できるよう努めています。